

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です。【申請期限】令和5年1月末

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

## 支給対象世帯

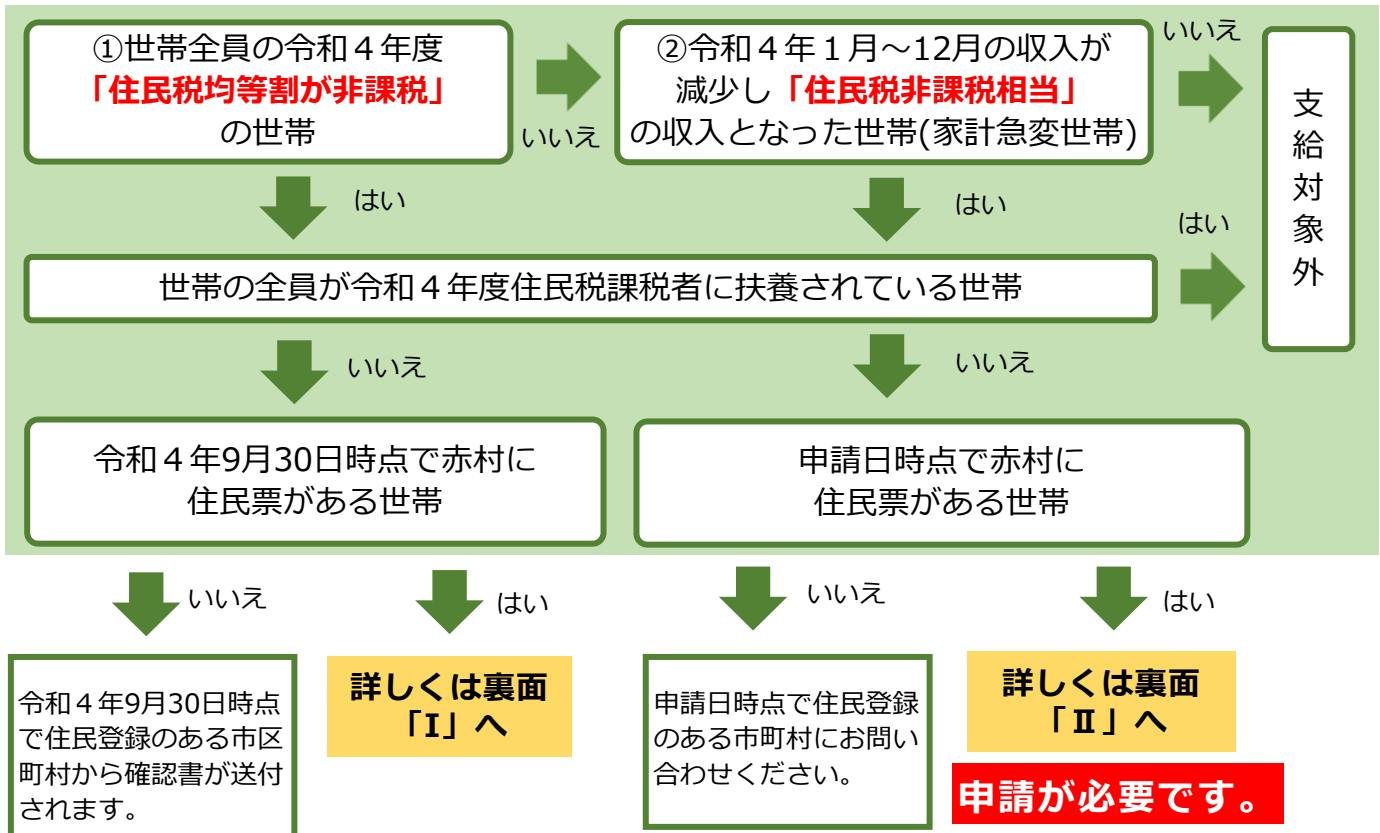
### 1 住民税非課税世帯

基準日（令和4年9月30日）時点で赤村に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税（令和3年1～12月）が非課税である世帯。

### 2 家計急変世帯

予期せず令和4年1月から12月までの収入が減少し、世帯全員が住民税非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

## 支給対象となる可能性のある世帯



支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、村から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 中身を確認して、



赤村役場 住民課窓口**に提出してください。**

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

**世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に赤村役場 住民課窓口**に直接ご提出ください。**



## II 世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口**に、直接または郵送でご提出ください。**

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

赤村役場 住民課 福祉環境係

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金臨時特別給付金」窓口

**62-3000 (代表)**

受付時間 平日9:00~17:15